

## 総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成29年3月23日
開会時刻	午前10時46分
閉会時刻	午前10時58分
出席委員名	◎西山 則夫 ○野口 佳子 鈴木 豊司 野崎 隆太
	福井 輝夫 辻 孝記 黒木騎代春 工村 一三
	世古口新吾
	浜口 和久 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	
協議案件	1 宮川用水の配管が埋設された宅地の評価について《報告案件》
	2 地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正案について《報告案件》
説明者	総務部長、課税課長

伊勢市議会

## 協議の経過

西山委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「宮川用水の配管が埋設された宅地の評価について」及び「地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正案について」報告があり、その概要は次のとおりでした。

開会 午前10時46分

### ◎西山則夫委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日、御協議を願います案件は報告案件として「宮川用水の配管が埋設された宅地の評価について」、「地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正案について」の以上2件であります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

それでははじめに「宮川用水の配管が埋設された宅地の評価について」を御協議願います。

当局からの報告を願います。

総務部長。

### ●可児総務部長

委員の皆様におかれましては、定例会開会中の大変お忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして、当協議会を御開催いただきまことにありがとうございます。

本日、御報告いたします案件は、ただいま委員長御案内のとおり「宮川用水の配管が埋設された宅地の評価について」ほか1件でございます。

なお、1件目の案件につきましては、税の公平性の観点から合併後速やかに調整を行うべきものであったと考えておりまして、その点、事務の継承が上手く成されていなかったことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

関係者の皆様に、御迷惑をおかけしたことを、おわび申しあげますとともに、引き続き、市税の適正賦課に努めてまいりますので、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

次に2件目の案件でございますが、これは、現在、地方税法の一部を改正する法律案が国会で審議中でありまして、法案には、その施行が平成29年4月1日から施行する内容が含まれております。

この法案は3月末、成立見込みとなることから、伊勢市市税条例及び伊勢市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じますが、一部改正案を市議会に提出する時間的な余裕がないと考えられますため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただくことと、御報告申し上げる次第でございます。

何とぞよろしく御了承賜りますようお願いいたします。

なお、報告内容につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

### 【宮川用水の配管が埋設された宅地の評価について】

◎西山則夫委員長

課税課長。

●世古口課税課長

それでは「宮川用水の配管が埋設された宅地の評価について」お手元の資料1に沿って御説明申し上げます。

このたび、宮川用水の配管が埋設されている土地の所有者から、固定資産税の軽減はないかとの問い合わせがあり、確認をいたしました。

その結果、1の現状のとおり、宮川用水の配管が埋設された宅地につきまして、合併前の旧小俣町においては実質的な建築制限等で、土地利用に制約を受けることを理由に配管が埋設された部分も分筆し、地上権が設定された土地について評価額を算出する際に、80%の補正率を乗じて評価を行っていることが判明いたしました。

しかしながら、市町村合併の際、事務レベルでの調整である分科会におきまして、協議とするとされておりましたが、事務の引き継ぎがうまくされておらず、統一されていなかったため、合併後不均一課税の状態であるに至っている状況となっております。

次に2の補正適応状況でございますが、宮川用水を管轄管理する三重県伊勢農林水産事務所及び宮川用水土地改良区に紹介し調査しました結果、現在、補正が適用されている土地が旧小俣町で9筆4件、また補正が適用されていない土地が、旧伊勢市で13筆11件、旧小俣町で6筆5件、旧御菌町で23筆19件の合計で42筆33件ございました。

次に3の今後の対応でございますが、固定資産税の評価につきましては、総務省告示であります、固定資産評価基準により定められており、価格の低下の原因等がその土地の個別的要因によるものや、その影響が局地的であることなどの理由から、その価格事情を路線価等によって、評価に反映させることができない場合は、市町村長は評価の均衡化適正化を図るため、宅地の状況に応じ必要があるときは、所要の補正を適用することができるとされてございます。

今回の宮川用水の配管が埋設された宅地につきましては、埋設部分を分筆し、地上権が設定されている場合、個別的な減価要因であると。

また、合併前の旧小俣町においても、補正が適用されていたことなどから、新市としての評価の統一及び公平性などを総合的に勘案いたしまして、補正適応していない42筆33件につきまして、評価額算出の際に80%の補正率を適用することといたします。

補正を適用したことによる対応といたしまして、地方税法及び伊勢市固定資産税等過誤納金返還支払い要綱に基づき、補正適用前の税額と補正を適用して算出される税額の差額を10年間さかのぼって還付したいと考えております。

還付額につきましては、還付加算金を含めまして、10年間分で57万9,400円と試算しております。

以上、「宮川用水の配管が埋設された宅地の評価について」の御報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

◎西山則夫委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がございましたら。

世古口委員。

○世古口新吾委員

合併当時から現在まで放置されとったということで、今後、このようなことのないように強く申しそえておきたいと思えます。

そして、今回の処理について了としたいと思えます。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

#### 【地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正案について】

◎西山則夫委員長

次に「地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正案について」御協議を願います。

当局からの報告を願います。

課税課長。

●世古口課税課長

それでは「地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正案について」の概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料2をごらんください。

まず改正事項1でございますが、これは固定資産税の市債代替償却資産の特例の創設でございます。

これは被災者生活再建支援法の対象となる市町村において、災害により滅失損壊した償却資産に代わるものとして、市町村長が認めたものを取得等した場合、当該償却資産の課税標準を4年度分、二分の一とする特例が創設されることに伴う改正でございます。

次に、改正事項2の固定資産税及び都市計画税の被災住宅用地特例の拡充でございます。

これは災害で家屋が滅失した場合、土地の上に住宅が所在しなくても、宅地とみなして、軽減を行う特例でございます。

従来の規定では、この特例の適用は原則2年度でございますが、被災市街地復興推進地域内であった場合、適用を4年度に拡充するものでございます。

次に、改正事項3の軽自動車税のグリーン化特例の延長でございます。

これは軽自動車を新規取得した翌年度に限り環境性能のすぐれた車両について、軽自動車の税率を軽減する特例でございます。

この特例は対象となる車両が平成28年度末で期限切れを迎えますが、消費税率引き上げ時期の延長に伴い、現行の基準の見直しを行った上で、対象となる車両を平成29年4月1日から平成31年3月31日取得分と2年間延長し、平成30年度、平成31年度の軽自動車税を軽減しようとするものでございます。

次に、改正事項4の軽自動車税の納税義務者の特例の創設でございます。

これは自動車メーカー等の燃費試験不正が納期限後に発覚したため、納付すべき軽自動車税に不足額が生じた場合でも、従来であれば、所有者に不足分の納税義務を課す必要がございました。

今回の改正におきましては、燃費試験の不正があり、納付すべき税額に不足額が生じた場合には、その不正を行った自動車メーカー等を納税義務者にしようとする改正を行うものでございます。

なお、その際の税額は不足額に10%を加算したものとなります。

また、このほかに地方税法の一部改正に伴いまして、市税条例及び都市計画税条例の条項の整理等、4月1日から施行となるものについて改正を行うとともに、経過措置につきましても規定する予定でございますので、御了承を賜りたいと存じます。

以上が、市税条例及び都市計画税条例の一部改正案の概要でございます。

よろしく願いをいたします。

#### ◎西山則夫委員長

本件につきましても、報告案件でございますが、ただいまの報告に対して御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時58分